

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	山口県宇部市 (35202)
地域名 (地域内農業集落名)	吉部地区 (今小野、荒滝、犬ヶ迫、鍋倉、大畑、砂香、市、伊佐地、柏村、大棚、黒川、上市、宮の馬場、広河原、山中、小河内、大河内、黒五郎、藤ヶ瀬、長谷) (上記集落のうち農用地区域)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	287 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	287 ha
② 田の面積	249 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	38 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、農業従事者数は減少している。一方、当地区におけるほ場整備については、まとまった農地を中心に対応する。なお、ほ場整備地区の一部において法人の集積はあるものの、大半は個人農業者による営農が行われている。ほ場整備地区外では、耕作放棄地が点在しており、大型の農機具の出入りが容易な農地は十分にあるわけではないため、担い手への集約には限界がある。規模拡大を希望する既存の担い手農業者や新たな担い手候補者と協議をし、吉部地区に限らず周辺地区も含め農地の斡旋を行う。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農事組合法人1法人、会社法人1法人及び個人の認定農業者を主要な担い手として位置付けている。担い手の農業者は、ほ場整備事業を実施した地域や耕作条件の良いほ場を中心に、それぞれの経営を行っている。なお、作付品目は水稻、麦、飼料作物、施設野菜、露地野菜が中心であり、品目は現状を継続するものと考えられる。新たな担い手候補者が現れた場合は、条件の良い農地の斡旋を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
既存の認定農業者等担い手が耕作する農地を「農業上の利用が行われる農用地」とし、条件の悪い復元不可能な農地等を除いた農地を「保全・管理が行われる区域の農用地」とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を當む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	17 %	将来の目標とする集積率	18 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者等が耕作しているほ場整備事業を実施した条件の良い農用地を守るとともに、担い手がこれから集約を希望する農用地は明確になり次第集約予定地として位置付けていく。なお、当地区において今後基盤整備等を行う予定はない。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
認定農業者等が耕作しているほ場整備事業を実施した条件の良い農用地を守るとともに、担い手がこれから集約を希望する農用地は明確になり次第集約予定地として位置付けていく。なお、当地区において今後基盤整備等を行う予定はない。

(2) 農地中間管理機構の活用方法
区域内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付け、その農地を担い手に集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組
当地区では、過去に13集落で計185.2ヘクタールの基盤整備事業を実施済である。
なお、今後基盤整備等を行う予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
農事組合法人1法人、会社法人1法人及び個人の認定農業者が主要な担い手として営農を行っている。今後担い手に対する農地の集約等を行うとともに、新規就農者や農業参入企業、定年帰農者、半農半Xなどの就農希望の該当があれば、積極的な受け入れを支援し、多様な担い手の確保を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
当地区では、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用の予定はない状況である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

- ①鳥獣被害防止対策 ②有機・減農薬・減肥料 ③スマート農業 ④畠地化・輸出等 ⑤果樹等
 ⑥燃料・資源作物等 ⑦保全・管理等 ⑧農業用施設 ⑨耕畜連携等 ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①導入した防護柵等の活用を継続的に行う。
 ③本市ではスマート農業を推進しておりスマート農機等の導入希望に応じて 積極的な支援を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農	法人A	水稻	3.6 ha	0 ha	水稻	3.6 ha	0 ha	法人A	
認農	法人B	水稻、麦、露地 野菜	38.5 ha	0 ha	水稻、麦、露地 野菜	42.5 ha	0 ha	法人B	
認農	個人①	飼料作物、露 地・施設野菜	2.5 ha	0 ha	露地・施設野 菜	2.5 ha	0 ha	個人①	
認農	個人②	水稻、露地・施 設野菜	4.2 ha	0 ha	水稻、露地・施 設野菜	4.2 ha	0 ha	個人②	
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	4経営体		48.8 ha	0 ha		52.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」。上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

「」、上記に該当しない農用地等を耕種的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

備考欄には、農業を主な目として位置付けられた旨に下記の事項を記入して、代わりに専用欄の旨を記載する方法でください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7. 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。